

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備の基本理念

吉野川では、明治40年（1907年）に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来100年、また、旧吉野川では昭和42年（1967年）に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来40年が経過した。この間継続して、水害の軽減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿い沿井には、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備等治水事業の進展に伴い、内水（排水できずにはん濫した水）はん濫による水害や堤防漏水・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足などへの対応等、新たな課題が発生している。加えて大規模地震や津波による大規模な被害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。

一方、環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿い沿井の竹林や、レキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等外来植生が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。

また、吉野川の河川敷（高水敷）や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。~~さらに、広大で自然豊かな景観も残り、主に岩津上流には、~~水害防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林なども存在する。

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を、総合的に展開する。

そのため、河道区間毎に存在する治水・利水・環境上のさまざまな課題について、ある分野の課題を解決するにあたってはその他の分野の課題についても考慮するなど調和を図りながら施策を実施する。

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念

安全で、安心できる吉野川の実現

上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水（排水できずにはん濫した水）被害、高潮、地震等さまざまな水害から川沿いの沿岸地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、段階的に整備を進めることとして、各種治水対策を展開し促進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、渇水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。

河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエコトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。

地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

地域の自然環境・景観や社会環境に調和し、さらなる流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間利用を創出するための施策を展開する。

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長が河川法第16条の2に基づき、表 - 3.2.1及び図 - 3.2.1に示す吉野川水系の国（直轄）管理区間（大臣管理区間）を対象に定めるものである。

表 - 3.2.1(1) 計画対象区間（河川）

河川名等	上流端	下流端	延長
吉野川	右岸:徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	河口	77.69km
	左岸:徳島県三好市池田町西山 字穴濱4187番の3地先	河口	
旧吉野川	右岸:吉野川からの分派点	河口	24.80km
	左岸:吉野川からの分派点	河口	
今切川	右岸:旧吉野川からの分派点	河口	11.65km
	左岸:旧吉野川からの分派点	河口	
鍋川	右岸:徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	右岸:徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	0.10km
	左岸:徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川33番の3地先	左岸:徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川29番の1地先	
中島川	右岸:徳島県美馬市 字松本50番の2地先	吉野川との合流点	2.00km
	左岸:徳島県美馬市 字境目39番の32地先	吉野川との合流点	
ほたる川	右岸:徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	0.20km
	左岸:徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	
合計			116.44km

表 - 3.2.1(2) 計画対象区間(ダム)

ダム名	河川名等	上流端	下流端	延長
早明浦ダム	本川	右岸:高知県土佐郡大川村上小南川 字川口307番の6地先	右岸:高知県土佐郡土佐町田井 字スサキ6206番地先	22.20km
		左岸:高知県土佐郡大川村井の川 字葛橋217番の6地先	左岸:高知県長岡郡本山町吉野 字小倉山250番の3地先	
	[左支川] 大北川	右岸:高知県土佐郡大川村高野 字トヲノ谷219番地先	右岸:吉野川との合流点	2.10km
		左岸:高知県土佐郡大川村大北川 字中尾391番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[左支川] 下川川	右岸:高知県土佐郡土佐町下川 字冬の谷5番の1地先	右岸:吉野川との合流点	1.30km
		左岸:高知県土佐郡土佐町井尻 字カキノヲ134番の8地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 瀬戸川	右岸:高知県土佐郡土佐町南川 字古城528番の5地先	右岸:吉野川との合流点	3.60km
左岸:高知県土佐郡土佐町南川 字小平1928番の口地先		左岸:吉野川との合流点		
小計				29.20km
富郷ダム	本川	右岸:愛媛県新居浜市別子山字 竹ヶ市乙2番地先	右岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字藤原106番地先	7.20km
		左岸:愛媛県新居浜市別子山字 成ル乙304番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字耕地廻り乙381番の8地先	
	[右支川] 葛川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇船形乙189番の7地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇城師山乙197番の106地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				8.40km
柳瀬ダム	本川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 寒川山字杉成425番地先	右岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字古野向道下乙2232番地先	9.71km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 上長瀬351番地先	左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野1237番地先	
	[右支川] 上小川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2263番の1地先	右岸:銅山川との合流点	1.07km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2178番の1地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				10.78km
新宮ダム	本川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字羽瀬乙1566番地先	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮字宮川甲31番地先	9.13km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字ヒノジ乙466番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮字長サコ乙36番の2地先	
	[右支川] 中ノ川	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 馬立字甲斐野宮丙2164番地の3地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字甲斐野宮乙1390番地先	左岸:銅山川との合流点	
小計				10.33km
池田ダム	本川	右岸:徳島県三好市池田町川崎 字浪合27番地先	右岸:徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	10.42km
		左岸:徳島県三好市山城町下川 字中192番の1地先	左岸:徳島県三好市池田町西山 字穴漬4187番の3地先	
	[左支川] 馬路川	右岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1495番の1地先	右岸:吉野川との合流点	0.65km
		左岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1628番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 祖谷川	右岸:徳島県三好市池田町大利 字為成44番地先	右岸:吉野川との合流点	0.13km
		左岸:徳島県三好市池田町川崎 字宮ノ前130番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 漆川	右岸:徳島県三好市池田町漆川 字漆川橋ノ向5137番の6地先	右岸:吉野川との合流点	0.18km
		左岸:徳島県三好市池田町大利 字出合4番の1地先	左岸:吉野川との合流点	
小計				11.38km
合計				70.09km

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sと吉野川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、定められているが、その対策を完了させるには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画においては、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、外水吉野川のはん氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/s、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、外水吉野川のはん氾濫による浸水被害を防止する。

表 - 3.4.1 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
吉野川	岩津	19,400m ³ /s	2,800m ³ /s	16,600m ³ /s	基準地点

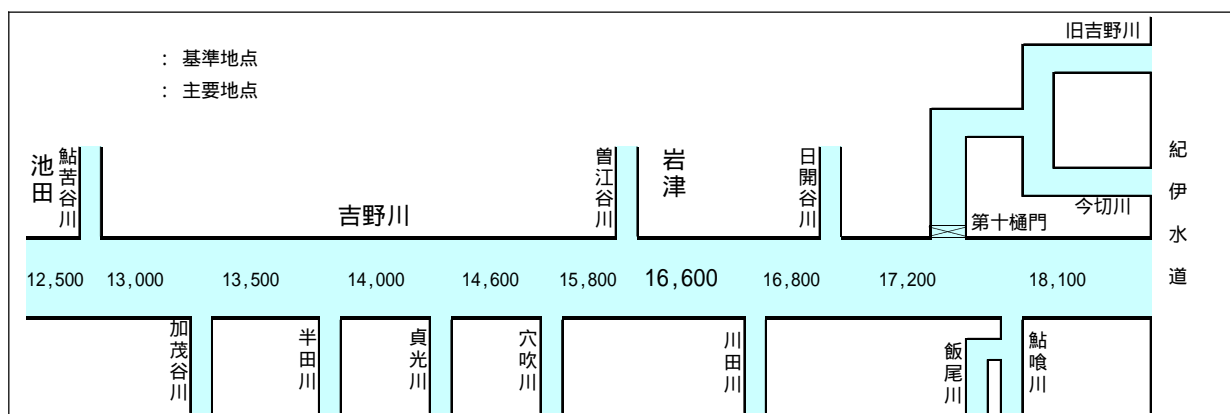


図 - 3.4.1 河道整備流量配分図

3.河川整備計画の目標に関する事項

2) 堤防整備済区間における堤防漏水・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透に対して著しく安全性が低い区間や、侵食に関して重要水防箇所となっている区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防補強等を実施することにより、堤防の決壊（破堤）等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水被害への対応

内水（吉野川に排水できずにはん濫した水）はん濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水ポンプ場（排水機場）等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

4) 大規模地震等への対応

東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理の排水門（直轄管理樋門）等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防について被害状況の検討を行う。また、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

5) 浸水被害軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、整備途上段階に施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

6) ダム管理

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図るとともに、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び、堆砂等による治水・利水への影響を改善する。

(2) 旧吉野川

1) はん濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量1,500m³/sと旧吉野川・今切川においては、河川整備基本方針で定めた目標に向け、定められているが、その対策を完了させるには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画においては、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水に対し、旧吉野川・今切川の外水はん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で1,100m³/s、このうち既設ダムにより100m³/sを調節して、河

3.河川整備計画の目標に関する事項

道への配分流量を1,000m³/sとし、旧吉野川下流（河口より14.6km付近下流）及び今切川沿いの必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川の外水はん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川の外水はん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

表 - 3.4.2 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
旧吉野川	大寺	1,100m ³ /s	100m ³ /s	1,000m ³ /s	基準地点

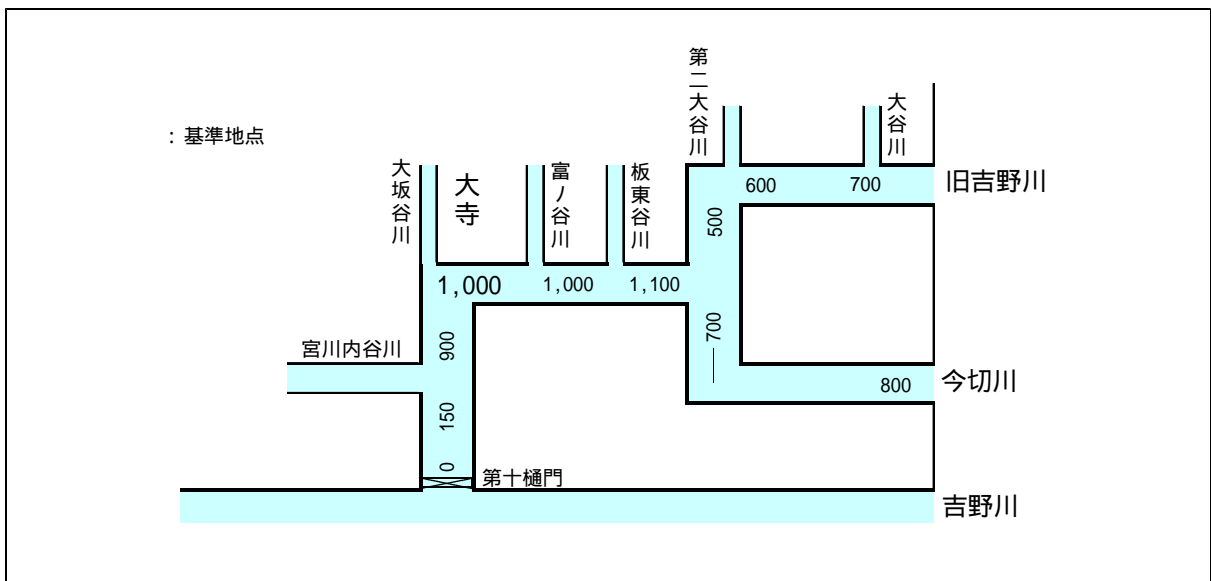


図 - 3.4.2 河道整備流量配分図

2) 大規模地震等への対応

地震等による災害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促進するとともに、中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、沈下後の堤防高が朔望平均満潮位+1.0m以下となることで発生する地震後の壊滅的な浸水被害を防止する。東南海・南海地震による地震動及び津波への対応については、下流部に位置する国管理の排水門（直轄管理樋門）や河口堰の耐震対策を進めるとともに、堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。

3) 浸水被害の軽減策及び危機管理

浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、~~整備途上段階に~~施設能力以上の洪水・高潮・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

3-5 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

3-5-1 河川水の適正な利用に関する目標

河川の適正な利用については、今後も流水の正常な機能や現状の水利用を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、水利用の適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に抑えるための方策について検討する。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、今後も継続したモニタリング調査により環境の評価を行い、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育環境

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努めるとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いレキ河原の保全・再生に努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、必要な対策を実施することにより、なだらかな連続性のある河川環境の再生に努める。

吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速・塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育するでは、渡り鳥の重要な中継地であり、多様な生物が生息・生育する河口干潟存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に努める。

また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物において、アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林等吉野川らしい雄大な河川景観の保全に努める。

3) 水質

水質については、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら良好な水質の維持に努める。また、関係機関と連携し、早明浦ダムから放流される濁水の長期化の改善に努める。

(2) 旧吉野川

1) 動植物の生息・生育環境

旧吉野川の河川環境は、長年に渡る河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水との整合を図りつつ、水域・水際環境の保全・再生に努める。

また、魚類等の遡上・降下の移動障害となっている堰等の河川横断構造物については、河口から上流にかけての移動の連続性を確保するように努める。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、ミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、緩やかに流れる水面が一体となった自然度の高い河川景観の保全に努めるとともに、河川工事等においては自然度の高い河川景観との調和に努める。

3) 水質

水質については、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら良好な水質の維持に努める。

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるよう~~適正な河川の利用が図られるよう~~に努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。